

六 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。）をさせる行為

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

法務大臣 三好 雅子  
内閣総理大臣 安倍 晋三

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十八号

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律

（著作権法の一部改正）

第一条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十一号中「第百十三条第三項」を「第百十三条第六項」に改める。

第三十条の二第一項中「又は録画」を「録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為」に、「写真の撮影等」というの方法によつて著作物を創作する」を「複製伝達行為」という）を行う」に、「当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の」を「その」に、「から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における）」を「（以下この項において「複製伝達対象事物等」という。）に付随して対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付随対象事物等」という。）に係る著作物（当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの（以下この条において「作成伝達物」という。）のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が」に、「もの」を「場合における当該著作物」に、「創作に伴つて複製する」を「付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用する」に改め、同項ただし書中「複製」を「利用」に改め、同条第二項中「複製された」を「利用された」に、「同項に規定する写真等著作物」を「当該付随対象著作物に係る作成伝達物」に改める。

第四十二条第二項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 行政庁の行う品種（種苗法平成十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する品種をいう。）に関する審査又は登録品種（同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。）に関する調査に関する手続

三 行政庁の行う特定農林水産物等（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。）についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続

第四十二条第二項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続

第四十七条の三第一項ただし書中「第百十三条第二項」を「第百十三条第五項」に改める。

第四十七条の五第一項中「公衆への提供又は提示」を「公衆への提供等」に、「送信可能化を含む。以下この条において」を「公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。以下」に、「公衆提供提示著作物」を「公衆提供等著作物」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「第百十三条第二項及び第四項において同じ」を加え、同条第二項中「公衆提供提示著作物」を「公衆提供等著作物」に改める。

第四十七条の六第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六 第四十七条の三第一項 翻案

第四十七条の六第二項第二号中「公衆提供提示著作物」を「公衆提供等著作物」に改める。

第六十三条第三項中「第一項」を「利用権（第一項）に、「利用する権利」を「前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。」に改める。

第六十三条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二 利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

第八十条第四項中「第五項の」を「第五項並びに第六十三条の二の」に、「同条第三項」を「第六十三条第三項」に改める。

第八十六条第一項中「第三十条第一項（第三号を除く。次項において同じ。）、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四」を「第三十条の二から第三十条の四まで」に、「第三十条の二第二項ただし書」を「第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書」に改め、同条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「第三十条第一項」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第三十条第一項に定める私的使用の目的以外の目的のために、同項の規定の適用を受けて原作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは図画として複製することにより作成された著作物の複製物（原作のまま第七十九条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製することにより作成されたものを含む。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行った者

第八十六条第三項中「第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四」を「第三十条の二から第三十条の四まで」に、「第三十条の二第二項ただし書」を「第三十条の二第二項ただし書」を「第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書」に改める。

第二百六十三条の二「第六十三條及び第六十三條の二の」に改める。

第二百六十三条中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、同条第五項中「次条第五項」を「次条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。）の提供により侵害著作物等（著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきもの）が行われた